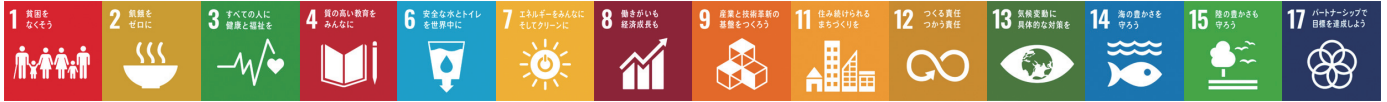


第4章 安全で快適な生活環境の確保

第1節 水環境に係る対策の推進



課 題

1 健全な水循環の確保（安定的な水の確保）

- 地下水は限りある地域共有の財産であり、将来にわたってその恵みを県民が享受できるようにするためには、健全な水循環を維持・回復していくことが必要です。そのため、県民、事業者、行政が一体となって守っていく意識を高め、協働で地下水の保全に取り組む必要があります。
- 県全域における水資源の安定的確保のため、水源かん養域である森林や農地の保全や人為的なかん養量確保対策を推進していく必要があります。
- 近年、森林資源の成熟化による皆伐の増加に伴い、植栽未済地の増加・顕在化が懸念されています。水源かん養などの公益的機能を有する豊かな森林を次の世代に引き継ぐため、適切な再造林を行う必要があります。
- 企業・法人等の社会貢献活動や環境問題への取組みの一環としての森づくり活動への関心の高まりに対応していく必要があります。
- 地下水かん養機能の高い水田を確保することが重要であり、主食用米の消費が減少する中で、飼料用米など新規需要米の生産拡大を進めていくことが必要です。
- 水田の利用については、主食用米からの転換作物の定着と本作化等により、本県内で主食用米の需要を十分に満たせない状況となっていることから、米の新しい需要を取り込みながら、水稻全体としての作付総面積を確保していくことが必要です。

また、作付けしていない水田での湛水を推進し、水田による地下水かん養量の更なる増加を図る必要があります。
- 都市化の進展や米の消費減に伴う水田の減少により、地下水かん養域が減っていることから、地下水収支バランスを確保するため、水田湛水事業や、市街地化した地域の地下水かん養の維持・回復に向けた雨水浸透ます等の更なる設置促進など、人為的なかん養量確保対策を進めていく必要があります。
- 地下水採取量については、全体的に削減が進んでいますが、最も大きな割合を占める水道用水は横ばいで推移しているため、家庭や事業所等における水道水の節水を進めるとともに、公共施設、工場、ビル等の水の有効利用も更に促進し、一層の地下水採取量の削減を図っていく必要があります。
- 一部の地域で地下水の水位低下等が見られる熊本地域においては、水量・水質両面の重点的な対策を推進していく必要があります。

2 水質の保全策の強化（きれいな水を守る）

- 生活排水や工場排水などの汚濁発生源対策を総合的に講じてきたものの、環境基準が達成されていない海域もあることから、一層の汚濁負荷軽減対策が必要です。
- 工場・事業場の排水については、主に排水設備の維持管理不足により、依然として小規模し尿処理施設、食料品製造業、畜産農業等での排水基準超過が見られるため、引き続き基準の遵守等について指導を徹底する必要があります。
- 公共用水域の水質保全に向け、下水道等への接続、合併浄化槽への転換、適正な維持管理など、生活排水処理施設の整備及び適正利用に向けた県民への普及啓発活動を継続して行う必要があります。
- 地下水の硝酸性窒素による汚染については、荒尾及び熊本の両地域において、酸性窒素削減計画[※]に基づく対策を進めていますが、地下水中の硝酸性窒素濃度は、荒尾地域では微減傾向、熊本地域ではほぼ横ばいの状況です。地下水汚染の場合、その対策効果が現れるまで数十年単位の期間が必要であることから、効果の検証とともに取組みを粘り強く継続させることが必要です。
荒尾及び熊本以外の地域においても、環境基準を超過している地点が見られるほか、濃度が上昇し、今後、環境基準を超過するおそれがある地点も見られることから、県内全域において対策を講じていく必要があります。
- くまもとグリーン農業の推進のため、生産宣言者の増加を図るとともに、この生産宣言者が、化学肥料・農薬の使用を更に削減する「グリーン農業の高度化」に取り組めるよう、削減技術の開発及び現地での普及が必要です。
耕畜連携による堆肥の利用は、畜産地帯では進んでいる一方で、耕種地帯では堆肥の需要は高いものの、作物が必要とする時期に堆肥を活用するための保管施設が不足しているため進展しておらず、堆肥の広域流通の取組みの更なる促進が必要です。

※ 荒尾地域硝酸性窒素削減計画…計画期間：平成15年度～令和4年度(2003～2022年度)
熊本地域硝酸性窒素削減計画…計画期間：平成17年度～令和6年度(2005～2024年度)

3 豊かな川と海づくりの推進（有明海・八代海再生）

- 「有明海・八代海等の再生に向けた熊本県計画」に基づき、総合的な対策に取り組んでいますが、一部の海域で環境基準が未達成であるため、海域ごとの状況に応じてCOD、全窒素及び全リンの更なる負荷低減に取り組む必要があります。
- 海域環境変化や水産資源減少の要因は、国、関係県、大学等で調査・研究が進められていますが、未解明の部分が多く残されており、更なる調査・研究が必要です。
- 有明海・八代海の豊かな自然環境を次世代に継承するため、行政、事業者、関係団体等、県民一体となって海域環境保全に取り組む必要があります。
- 養殖漁場周辺の底質環境は、近年も2割の漁場が養殖に適した漁場の基準を満たしておらず、更なる養殖漁場環境の改善が必要です。
- 水環境や川にすむ多様な生物の大切さを啓発・普及する指導者の能力維持及び新たな指導者の育成が必要です。

1 健全な水循環の確保（安定的な水の確保）

■持続的な地下水利用の促進

- ・ 熊本県地下水保全条例の地下水採取許可制などを適正に運用し、持続的な地下水利用のための管理を行います。
- ・ また、条例に基づき、地下水採取者による地下水使用合理化や地下水かん養の取組みを促進します。

■地下水かん養域の保全

- ・ 水源かん養などの森林の公益的機能を持続的に発揮させるために、計画的な間伐等による森林整備や森林経営管理制度を活用した安定的な森林経営を推進するとともに、「水とみどりの森づくり税」等を活用した再造林への支援等に取り組みます。
- ・ 企業・法人等の社会貢献活動や環境問題への取組みの一環として、引き続き、森づくり活動を支援します。
- ・ 「地下水と土を育む農業の推進に関する計画」に基づき、新規需要米など多様なニーズに対応した水稻の生産を推進することで、水稻全体としての作付面積を確保し、水田における地下水のかん養につなげます。
- ・ 耕作しない時期に病害虫の防除目的で水田に水を張るなど、水田の機能を活かした積極的な地下水かん養も推進します。

■人為的な地下水かん養対策の促進

- ・ 熊本地域の地下水保全については、重点的な水量保全対策として、白川中流域の他、台地部等の水田湛水事業の継続及び拡大を図り、地下水かん養量の増大に努めるとともに、水質保全対策として硝酸性窒素濃度の低減を図ります。
- ・ 市街化した地域における地下水かん養機能を確保するため、雨水浸透ますや透水性舗装などの雨水浸透施設の設置促進に努めます。
また、市町村の実情に応じて、雨水浸透ます等の設置の義務化を検討します。

■節水の促進

- ・ 家庭、企業等への節水設備等の普及・拡大を図るとともに、全国「水の日（8月1日）」・「水の週間」の関連事業として、節水啓発重点期間を7～8月に設定し、重点的な広報・啓発を展開するなど、家庭等における節水の取組みを促進します。

■地下水保全の意識醸成

- ・ 地下水保全の意識醸成を図るため、「水の作文コンクール」など水環境教育や啓発に取り組みます。

■地下水の魅力の情報発信

- ・ 環境省選定の名水百選をはじめ、県内各地にある湧水地等を守る取組みを推進します。
- ・ 地域ごとの水との関わりや文化、地域の清冽な水とその水で育まれた農産物等の魅力を県内外に発信し、「水の国くまもと」のPRを更に強化します。

県民みんなで支援する水田湛水の取組み ～ 地下水量を守る取組み ～

熊本の宝である地下水は、熊本地域に住む人々の生活を支える貴重な資源です。地域全体で一つの地下水盆を共有し、約 100 万人の住民の生活用水をはじめ、農業や工業用水として利用されていますが、地下水位は長期的に低下傾向にあります。

住民・事業者・行政などが一体となって地下水保全対策を推進することを目的に発足した『公益財団法人くまもと地下水財団』では、この清らかで豊かな地下水を将来世代に引き継ぐため、大津町、西原村、御船町、益城町、甲佐町で地元関係機関との協力・連携により、稲刈りが終わった水田に水を張る「冬期水田湛水（冬水田んぼ）事業」等の地下水保全対策を進めています。今後も都市化の進展等により地下水かん養域の減少が想定されることから、更なる地下水かん養対策等の取組みを行う必要があります。

同財団では、県民及び事業者の皆さまに、活動を支援する賛助会「くまもと育水会」への加入などを呼びかけています。地下水かん養には、多くの支援が必要です。あなたも「くまもと育水会」に加入し、熊本の宝を守り継ぐ取組みを支援しませんか？

【お問い合わせ先】

(公財)くまもと地下水財団

電話 096-227-6678

Mail:info@kumamotogwf.or.jp

<https://kumamotogwf.or.jp/ikusuikai.html>



冬期水田湛水（大津町真木地区）



冬期水田湛水（西原村小野・滝地区）

2 水質の保全策の強化（きれいな水を守る）

■水質の状況把握

- ・ 公共用水域や地下水の水質の常時監視を継続し、環境基準の達成状況を把握し、関係者で情報を共有します。
- ・ 工場・事業場からの排水については、引き続き、法や条例等に基づき、排水規制に関する監視・指導の徹底を図ります。

■適正な生活排水処理の推進

- ・ 効率的な手法による未普及対策の早期概成[※]及び持続可能な維持管理を基本とする「生活排水処理構想」に基づく対策を継続して実施します。
- ・ 下水道等への接続率の向上、合併処理浄化槽への転換及び浄化槽の適正な維持管理などの普及啓発に取り組みます。

※：「くまもと生活排水処理構想2016」では、「污水处理施設の早期概成（10年概成：94%=計画策定時（平成28年度(2016年度)）から10年後の令和7年度(2025年度)までに污水处理人口普及率が94%となることにより、污水处理施設の整備が概ね完了すること）」を基本方針の一つとしている。

■硝酸性窒素対策

- ・ 污水处理人口普及率の向上、「熊本県地下水と土を育む農業推進条例」の運用及び「くまもとグリーン農業」の推進により、地下への窒素負荷量は以前よりも削減されており、今後も引き続き、県内全体における負荷量削減による発生源対策を進めるとともに、新たな汚染を発生させないための予防対策を実施していきます。
- ・ 硝酸性窒素対策は、対策が効果として現れるまでに時間を要するため、環境部局において詳細な水質の調査を実施し、その結果を踏まえ、対策を行う下水道部局、農政部局及び市町村等との間で十分に連携を図り、地域の状況に応じたきめ細かな対策を進めていきます。

3 豊かな川と海づくりの推進（有明海・八代海再生）

■海域の環境保全・改善に向けた総合的な対策の推進

- ・ 海域環境変化や水産資源減少の要因については、県でも調査・研究を進めていますが、国の総合評価委員会での検討が進められており、これらの検討結果を踏まえるとともに、「有明海・八代海等の再生に向けた熊本県計画」に沿って、国や関係県とも連携しながら、有明海及び八代海等の海域の環境の保全及び改善に取り組みます。

■海域への環境負荷低減

- ・ 海域及び海域に流入する河川等の水質監視を引き続き行います。
- ・ 生活排水対策や工場・事業場の排水対策に取り組み、海域への環境負荷低減に努めます。
- ・ 海域環境への汚濁負荷を低減する養殖技術の開発・普及に向け、漁場への汚濁負担の少ない養殖技術の開発を推進するとともに、養殖漁場への環境対策指導の徹底に努めます。

■川や海域環境に対する理解促進

- ・ 県民一人ひとりが身近な海域環境への理解を深め、海域環境保全に率先して取り組むことができるよう、「くまもと・みんなの川と海づくりデー」や小中学生を対象とした出前授業などの啓発活動を推進します。
- ・ 川に親しみ、そこにすむ多様な生物を大切にす県民の輪を広げるため、引き続き「みんなの川の環境調査」の実施及び指導者育成に取り組みます。

【数値目標】

指 標	現 状 (基準年度)	令和7年度目標 (目標年度)	目標設定の考え方
熊本地域の地下水かん養増加量 (台地部等水田湛水事業) (年間量)	295万㎡ (H30)	570万㎡ (R 6)	熊本地域地下水総合保全管理 計画第3期行動計画
熊本地域の地下水採取量 (年間量)	16,759万㎡ (H30)	16,550万㎡以下 (R 6)	熊本地域地下水総合保全管理 計画第3期行動計画
熊本地域における硝酸性窒素 に係る目標水質の達成度 (年間) ①10mg/L 超過の観測井数 ②5～10mg/L 以下の観測井数	①14.4% (15/104) (R 1) ②26.0% (27/104) (R 1)	①全ての井戸で達成 水質値10mg/L を 満足すること。 ②全ての井戸で管理 水質値5 mg/L を 満足すること。	熊本地域硝酸性窒素削減計画 の最終目標 (R 6) を達成す ること。(地下水と土を育む農 業の推進に関する計画につい ても同様) ※ R 7以降の数値目標については、 別途検討することとしている。
荒尾地域における硝酸性窒素 に係る目標水質の達成度 (年間) ①10mg/L 超過の観測井数 ②5～10mg/L 以下の観測井数	①17.1% (6/35) (R 1) ②17.1% (6/35) (R 1)	①全ての井戸で達成 水質値10mg/L を 満足すること。 ②全ての井戸で管理 水質値5 mg/L を 満足すること。	荒尾地域硝酸性窒素削減計画 の最終目標 (R 4) を達成す ること。(地下水と土を育む農 業の推進に関する計画につい ても同様) ※ R 5以降の数値目標については、 別途検討することとしている。
販売農家のうち、くまもとグ リーン農業生産宣言者の割合	53% (R 1)	70% (R 6)	第2期地下水と土を育む農業 の推進に関する計画
小中学生を対象とした出前 講座受講者数	1,317人 (R 2)	1,340人	次世代を担う子どもを対象と した普及啓発に取り組む (参考) 過去5年平均: 1,340人

第2節 大気環境に係る対策の推進



課題

1 大気環境の監視

- 人の健康又は生活環境への被害の未然防止に向け、大気汚染状況の常時監視が必要です。また、微小粒子状物質（PM2.5）^{※1}及び光化学オキシダント^{※2}について、高濃度となる状況が観測された場合は、注意報の発令等を行うなど迅速な情報提供が必要です。
- 県内において酸性雨^{※3}が観測されていますが、その影響は長期間を経て現れるとされているため、酸性雨による影響の把握に向け、長期間継続した調査を行う必要があります。

- ※1：大気中に浮遊している直径 $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の1）以下の小さな粒子。肺の奥深くにまで入り込みやすい。
- ※2：自動車や工場などから排出される窒素酸化物や炭化水素、揮発性有機化合物などが、太陽からの強い紫外線を受けて光化学反応を起こし変化したものであり、オゾンなどの酸化性物質である。
- ※3：大気中の硫黄酸化物（SOx）や窒素酸化物（NOx）が取り込まれ、pH（ピーエイチ：水素イオン濃度指数）が5.6以下の雨のことをいう。

2 発生源対策

- 大気汚染の主な要因である自動車の排出ガス低減に取り組む必要があります。
自家用自動車の利用から環境負荷のより低い公共交通機関への転換を図るため、モビリティ・マネジメントの推進や公共交通機関の利便性向上への取り組みを一層強化する必要があります。
渋滞対策に取り組んだ結果、一定の成果は得られたものの、依然として多くの渋滞箇所が残っているため、自動車の交通量の低減や交通の円滑化に引き続き取り組む必要があります。
- 現在、新しい建築材料にアスベスト^{※4}を使用することは禁止されていますが、アスベストを含む建築材料を使用した建築物等は多く残っており、解体・改修・補修を行う際の事前調査や、飛散防止対策を講じた解体等工事の実施が必要です。

令和2年(2020年)6月に大気汚染防止法が改正^{※5}され、規制対象となる建材が追加（スレートなど石綿含有成形板が追加）されるとともに、事前調査結果を県へ報告することの義務付けや、作業基準違反に対する直接罰の創設等が行われたため、今後、解体等工事を実施する事業者への周知や現場への立入検査等、指導・監督体制を強化していく必要があります。

- ※4：天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「石綿（せきめん、いしわた）」と呼ばれる。繊維が極めて細く、吸入すると肺線維症（じん肺）、悪性中皮腫の原因になるといわれている。
- ※5：令和3年(2021年)4月1日施行（県への報告義務付けは令和4年(2022年)4月1日施行、一定の知見を有する者による事前調査の義務付けは令和5年(2023年)10月1日施行）。

施策の方向性

1 大気環境の監視

■大気環境の状況把握

- ・ 今後も継続して大気汚染状況の常時監視に取り組みます。

■県民への迅速な情報提供

- ・ PM2.5や光化学オキシダントなど大気汚染物質の濃度が上昇した際には、必要に応じて注意報の発令等を行い、県民に対して迅速な情報提供に努めます。

■酸性雨の実態把握

- ・ 酸性雨の影響を把握するため、今後も継続的な実態調査に取り組みます。

2 発生源対策

■発生源ごとの対策の推進

- ・ ばい煙、揮発性有機化合物若しくは水銀を排出する施設又は一般粉じん発生施設を設置している工場及び事業場に対して、今後も継続して立入検査を実施し、基準が遵守されるよう監視指導に取り組みます。
- ・ 交通量低減化対策として、市町村や交通事業者と連携して公共交通機関の利用促進に努めます。
- ・ 交通渋滞の緩和対策として、引き続き、新たな道路交通網の整備や既存道路の改良に取り組むとともに、円滑な交通を確保するため、的確な道路情報を発信します。また、熊本都市圏においては、パークアンドライド*などの対策にも取り組みます。

※：自宅から自家用車で最寄りの駅またはバス停まで行き、自家用車を駐車させた後、バスや鉄道などの公共交通機関を利用して、都心部等の目的地に向かうシステム。

■アスベスト対策の推進

- ・ アスベストの大気中への飛散を防止するため、今後も引き続き関係機関と連携し、建築物等の解体・改造及び補修時における工事発注者及び施工業者への指導を実施します。
- ・ 県有建築物に係る石綿含有建材について、引き続き、調査及び必要な措置に取り組みます。
- ・ 令和2年(2020年)6月の大気汚染防止法改正により、規制対象が全ての石綿含有建材に拡大されるとともに、今後、建築物の解体等を行う際の事前調査結果について都道府県への報告が義務付けられるため、指導・監督体制を強化していきます。

【数値目標】

指 標	現 状 (基準年度)	令和7年度目標 (目標年度)	目標設定の考え方
<p>環境基準が定められている大気汚染物質の環境基準達成率(年間)</p>	<p>二酸化硫黄 (長期的評価) : 100% (R 1) 二酸化窒素 (長期的評価) : 100% (R 1) 光化学オキシダント : 0% (R 1) 浮遊粒子状物質 (長期的評価) : 100% (R 1) 微小粒子状物質 : 89.5% (R 1) ベンゼン : 100% (R 2) トリクロロエチレン : 100% (R 2) テトラクロロエチレン : 100% (R 2) ジクロロメタン : 100% (R 2)</p>	<p>現状の数値の維持 又は向上</p>	<p>環境基準の達成 (ただし大気汚染物質は大陸からの移流の影響を受けやすく、気象条件によって達成率が大きく変動する項目もあるため、非達成の場合でも理由を明確にする。)</p>

第3節 オゾン層の保護対策の推進



課 題

- フロン類の生産・使用規制・回収等、管理の適正化を図る必要があります。
- フロン類によるオゾン層破壊や地球温暖化、有害紫外線の影響について、事業者や県民に対し普及啓発を推進していく必要があります。

施策の方向性

■フロン類管理の適正化

- ・ 第一種フロン類充填回収業者の登録を徹底し、事業者に対する研修会等を開催することにより、フロン類の管理の適正化を図ります。また、立入検査等による、指導・助言等を行います。
- ・ 事業者や県民に対して、県ホームページや市町村広報誌等を活用した啓発に取り組みます。

【数値目標】

指 標	現 状 (基準年度)	令和7年度目標 (目標年度)	目標設定の考え方
フロン排出抑制法に基づく 第一種特定製品に係る回収量	58.7トン (R 1)	35.2トン (R 6)	国によるフロン類の使用量見込み（令和7年度(2025年度)で現状から約40%減）を反映

第4節 騒音、振動、悪臭、光害などの対策の推進

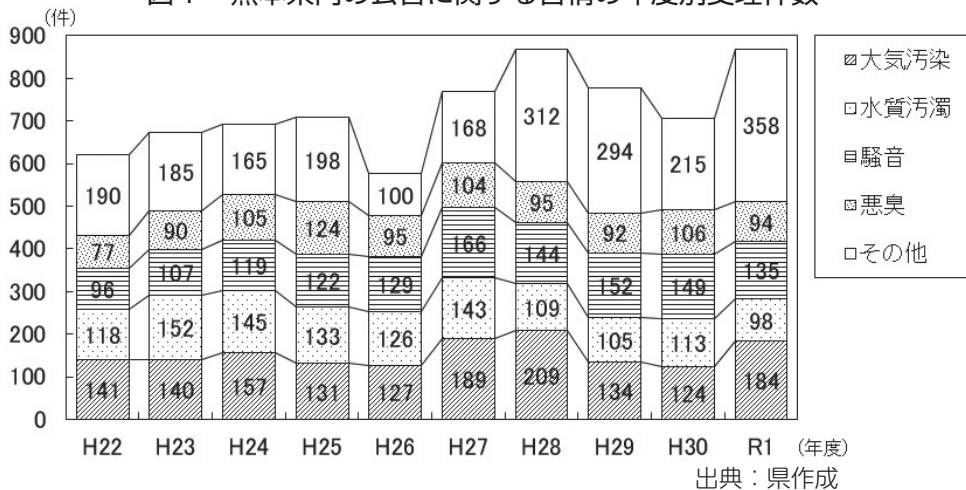


課題

- 騒音、振動及び悪臭問題は、感覚的な環境問題のため個人差があり、問題の解決が難しい面もありますが、引き続き、市町村や関係機関と連携して取り組んでいく必要があります。
- 今後も継続して騒音規制法に基づいた自動車騒音の常時監視を実施する必要があります。また、環境基準達成に向け、道路構造等による騒音対策の取組みが必要です。
- 新幹線騒音については、環境基準非達成の地点があることから、関係機関への要請など環境基準達成に向けた取組みを継続していく必要があります。
- ライフスタイルの変化に伴う深夜営業や郊外型大型店舗の増加などにより、夜間照明の使用は年々増えており、顧客誘引のための過剰な照明も見受けられることから、引き続き光害*防止の必要性について啓発を進める必要があります。

*：照明器具から出る光が、目的外の方向に漏れたり、周辺環境にそぐわない明るさや色であったり、必要のない時間帯にまで、つきっぱなしであったりすることで起こるものとされている。

図1 熊本県内の公害に関する苦情の年度別受理件数



施策の方向性

■騒音、振動及び悪臭問題対策の推進

- ・ 騒音、振動及び悪臭問題については、所管する市町村と連携して問題解決に取り組むとともに、自動車騒音等の監視を継続します。

■光害対策の推進

- ・ 光害防止の必要性について、事業者、県民等への普及啓発に取り組むとともに、大規模小売店舗の設置者に対して、屋外照明による光害を防止するよう求めています。

【数値目標】

指標	現状 (基準年度)	令和7年度目標 (目標年度)	目標設定の考え方
自動車交通騒音に係る環境基準達成率(年間)	97.5% (R1)	100%	環境基準の達成 (ただし、毎年調査対象区間は変わるため年度毎の評価とする)

第5節 土壌汚染と地盤沈下の対策の推進



課 題

- 有害物質による土壌汚染を未然に防止するためには、引き続き、有害物質使用事業場などに対する規制・指導の徹底、監視体制の充実などを進める必要があります。
- 土壌汚染対策法に基づく届出の漏れがあることから、同届出を徹底させる必要があります。また、有害物質による土壌汚染が確認された場合は区域の指定を行い、人への健康被害が生じないように、必要に応じて汚染除去等計画の作成及び提出を指示する必要があります。
- 米へのカドミウム吸収を防ぐ湛水管理については、生産者毎に取組みに差があるため、更なる周知徹底を図る必要があります。
- 地盤沈下防止のため、熊本地域に立地する工場・事業場などに対して節水・水利用の合理化を働きかけるとともに、地下水量の保全対策を推進する必要があります。

施策の方向性

■土壌汚染・健康被害の未然防止

- ・ 水質汚濁防止法や熊本県地下水保全条例に基づき、有害物質の管理状況や排水基準遵守状況等を把握し、土壌汚染の未然防止に取り組みます。
- ・ 事業場等に対し、土壌汚染対策法に基づく届出を徹底させます。
- ・ 有害物質による土壌汚染が確認された場合は区域を指定し、人の健康被害が生じないように、必要に応じて汚染除去等計画の作成及び提出を指示します。

■農用地の土壌汚染対策の推進

- ・ 農用地の土壌汚染対策として、汚染米生産のおそれのある地域において、吸収を防ぐ湛水管理の周知など、安全な米づくりの支援に取り組みます。

■地盤沈下対策の推進

- ・ 地盤沈下の防止のため、「熊本地域地下水総合保全管理計画」に基づく地下水かん養対策や節水、地下水採取量の抑制に取り組みます。

【数値目標】

指 標	現 状 (基準年度)	令和7年度目標 (目標年度)	目標設定の考え方
有害物質を使用する工場・事業場における漏洩事故件数	0件 (R 2)	0件	有害物質の漏洩による土壌汚染の未然防止

第6節 化学物質・放射性物質の環境リスクの評価・管理



課 題

- PRTR法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）に基づく届出対象となる事業場からの届出漏れを防止し、化学物質の適正管理を促進するとともに、住民と事業者とのリスクコミュニケーション^{※1}が推進されるよう、同法に基づく制度の周知に取り組む必要があります。
- 毎年多くの化学物質が開発、使用されていく中で、環境に含まれる化学物質の濃度の把握に努めるとともに、環境汚染が明らかになった際には県民の健康被害防止のため、いち早く対策を講じることができるよう調査を継続する必要があります。
- 今後も引き続きダイオキシン類対策特別措置法に基づき、環境中のダイオキシン類^{※2}の常時監視に取り組むとともに、同法に基づく特定施設の適正な稼働を担保するため、立入検査を実施していく必要があります。
- 現在、県内に原子力発電所等の施設はありませんが、近隣県の施設での事故や他国の核実験等により放射性物質が飛来する可能性があり、放射能汚染に関して県民の関心も高いことから、今後も継続して県下の空間中の放射線量率や定時降水中の放射能及び大気、水質、土壌、農作物等の放射能の状況を把握する必要があります。

※1：化学物質による環境リスクに関する正確な情報を市民、産業、行政等のすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。

※2：有機塩素化合物の一つで、ものを燃やしたときなどに非意図的に生成する。

施策の方向性

- 化学物質の適正管理
 - ・ 化学物質を取り扱う事業者への連絡・指導を通じて、PRTR法に基づく届出の徹底及び適正管理の推進に取り組みます。
- 環境中における化学物質の実態把握
 - ・ 今後も、国等と連携し、継続して環境中における化学物質の実態把握に努めます。
- ダイオキシン類対策の推進
 - ・ ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、今後も引き続き環境中の濃度を監視するとともに、工場・事業場に対する監視・指導を行います。
- 環境中における放射能の状況把握
 - ・ 今後も、国と連携し、継続して環境や農作物等の放射能の把握に努めます。

【数値目標】

指 標	現 状 (基準年度)	令和7年度目標 (目標年度)	目標設定の考え方
ダイオキシン類濃度の環境基準達成率(年間)	100% (R 1)	100%	環境基準の達成

第7節 水銀フリー社会の実現に向けた取組み



課題

- 県民の理解を深め、代替製品等への転換を図るため、どのような製品に水銀が含まれているか、水銀が使用されていない代替製品にどのようなものがあるかなどについて、より効果的な情報発信に努める必要があります。
- 令和3年(2021年)以降は、特定の水銀使用製品の製造・製造プロセス等における水銀等の使用及び輸出入に関する国際的な規制が更に強化（原則禁止）されるため、将来的に国内において廃水銀等を処分する必要性が高まります。
- 水銀廃棄物の適正処理について、県民に周知するとともに、許可業者を指導する必要があります。
- 世界から水俣病のような水銀被害をなくすため、国外における水銀対策の進展を支援する必要があります。
- 水俣病を経験した本県は、全国に先駆けて取り組み、「水銀フリー社会」の実現に向けて貢献する必要があります。

施策の方向性

■代替製品等への転換促進

- ・ 水銀含有製品や代替製品等について、様々な機会を通じて広報し、代替製品等への転換を促進します。
- ・ 水銀に関する理解を深め、水銀フリーの取組みを実践できる人材の育成を図るため、県内の中学校・高等学校に対して、水銀に係る出前講座を実施します。

■水銀含有廃棄物の適正処理の推進

- ・ 水銀廃棄物について法令等で定められた収集運搬基準、施設及び処分基準等の遵守について指導します。

■国外の水銀対策への貢献

- ・ 熊本県立大学と国立水俣病総合研究センターの「連携大学院」において、水銀研究を行う留学生の支援を通し、国外における水銀対策の進展に貢献します。

■水銀フリー社会の実現に向けた率先行動

- ・ 本県の率先行動として、県有施設、道路・トンネル照明をLED照明に随時更新し、廃蛍光管等は、環境中に水銀が飛散・流出しないよう適切に処理します。
- ・ 平成29年(2017年)8月16日に水俣条約が発効し、世界的に水銀の輸出入や水銀含有製品の製造等が規制されていますが、引き続き、国そして世界をリードするような行動と提案を続けていきます。

第8節 緑と水のある生活空間の保全・創造



課 題

- 都市部における憩いの場、ゆとりの空間である都市公園については、施設の老朽化への対応に加え、施設の利用状況等の変化や利用者の多様化するニーズに対応していく必要があります。
- 沿道景観や緑化環境、植栽構造の改善及び倒木事故防止のため、老朽化した街路樹等の更新等を行っていく必要があります。
- 県民や地域の団体、事業者などによる自発的な緑化の取組みを促進する必要があります。

施策の方向性

■都市公園整備等の推進

- ・ 安全面やバリアフリーに配慮し、より一層県民が使いやすい都市公園の整備及び維持管理を推進します。

■沿道景観の魅力化の推進

- ・ 沿道景観や緑化環境、将来の維持管理経費を重視した植栽構造の改善等に取り組みます。

■緑化活動等の促進

- ・ 花いっぱい運動、緑化ボランティア、屋上緑化、景観形成等に関する助成などにより、くまもと緑・景観協働機構[※]と協力して、県民が行う緑化活動等への支援に取り組みます。

※：民間による緑化活動や景観づくりを支援するため、県・市町村・関係団体により平成20年(2008年)に設立された団体。

第9節 良好な景観及び文化財の保全・創造



課題

- 依然として無許可での広告物の掲示が生じており、屋外広告物法や条例の周知を行う必要があります。また、近年、屋外広告物の老朽化等による落下等の事故が発生しており、屋外広告物の安全性の確保・向上が必要です。
- 市町村の景観行政団体（景観条例・景観計画を策定し、自ら景観行政を行う自治体）への移行を支援し、地域特性に応じたきめ細かな景観行政を展開していく必要があります。また、行政区域をまたぐ広域的な調整を要する事案が発生することが見込まれるため、県及び市町村が連携して取り組んでいくことが必要です。
- 良好な景観を保全・創造していくには、行政の取組みに加え、県民、事業者等の主体的・積極的な取組みが不可欠であり、景観形成に係る県民の理解を促すための啓発や支援を続けていく必要があります。
- 景観法の制度上、太陽光発電施設の立地そのものを規制することができない中、県内においても大規模な施設の立地により、景観を阻害していると思われる事案が発生しており、県内の優れた景観が阻害されないような対策が必要です。
- 世界文化遺産の既登録資産*は、その顕著な普遍的価値が計画されている開発行為等によって受ける影響を評価する「遺産影響評価」の実施を求められることが増えており、対応していく必要があります。

また、世界文化遺産登録を目指す「阿蘇カルデラ」についても、国内での登録候補が掲載される「暫定一覧表入り」を見据え、既登録資産と同様に景観保全に向けた開発行為等のコントロールが求められています。
- 良好な景観、街なみの形成や防災性の向上、安全かつ円滑な交通の確保及び国土強靱化等の観点から、無電柱化が必要な道路においては強力に推進していく必要があります。無電柱化の推進には、電線管理者や地元関係者の理解と協力が不可欠です。
- 貴重な文化財の多くは、地域の宝として大切に守り伝えられていますが、なかには、地域の人たちにとってあまりにも身近に存在するため、文化財の価値が十分に認識されず、適切な保存及び活用がなされていないものもあります。地域の人たちが身近な文化財の価値に気づき、次世代へつなぐことができるよう啓発や支援の活動を続けていくことが必要です。

※：本県においては、「万田坑」「三角西港」（「明治日本の産業革命遺産」）及び「天草の崎津集落」（「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」）が登録されている。

施策の方向性

■良好な景観の形成

- ・ 熊本県景観条例及び熊本県景観計画に基づいた届出制度による指導の徹底に努めます。
- ・ 熊本県屋外広告物条例に基づき、違反広告物に対する指導・取締の強化による広告景観の向上に努めます。

また、自然災害等に備えた屋外広告物の安全性の確保・向上に努めます。

■きめ細かな景観づくりの推進

- ・ 農村漁村や歴史的街なみなど地域の個性豊かな景観の保全・形成を図るため、景観法に基づく市町村の景観行政団体移行を支援し、行政と地域の連携によるきめ細かな景観づくりを推進します。
- ・ 県及び市町村による継続的に広域的な景観づくりを検討・調整する体制づくりに努めます。

■協働による良好な景観づくりの推進

- ・ 景観アドバイザー^{*1}を派遣し、自治体や県民・事業者の景観形成活動を支援します。
- ・ 地域景観コーディネーター^{*2}登録者相互の連携及び市町村等との関係構築、協働を促進します。

※1：市町村の景観行政に関する取組みや県民の景観形成活動に関して専門的アドバイスが必要であるとき、景観形成に関して専門的知識、経験を持つアドバイザーとして、県が派遣している。

※2：各地域において景観づくりを通して地域づくり・まちづくりに携わり、その地域らしい個性ある豊かな景観づくりを推進することを目的に、県が開催した景観に係る専門講座を修了した方のうち、登録を希望された方々。

■景観づくりに対する意識高揚

- ・ 県内における景観形成の優良事例を顕彰し、他地域での取組みに活かしていただくため、「くまもと景観賞」を実施します。
- ・ 県民の景観デザインに対する関心を高め、都市文化、建築文化の向上を図るため、くまもとアートポリスによる建造物の整備や顕彰事業及び人材育成事業を実施します。
- ・ 屋外広告物制度への理解と良好な広告景観向上のため、制度周知の広報を強化します。

■太陽光発電施設建設に係る景観配慮の促進

- ・ 景観との調和等について定めるメガソーラー立地協定の締結を推進するなど、事業者が自主的に、再生可能エネルギー施設の立地に伴う自然環境、景観への影響の軽減に努めるよう強く求めていきます。
- ・ 太陽光発電施設については、今後、県や市町村の景観条例及び景観計画に届出対象として位置付ける等、計画的に景観形成ができるよう市町村と連携しながら対応を検討します。

■世界文化遺産の保全・活用及び登録の推進

- ・ 地域の大切な宝を人類共通の宝として次の世代へ引き継ぐため、引き続き、既登録資産の保全・活用や「阿蘇カルデラ」の世界文化遺産登録を推進します。
- ・ 特に、既登録資産においては遺産影響評価を行い、「阿蘇カルデラ」については、阿蘇郡市町村等とともに広域的な景観保全の仕組みを運用し、既登録資産と同様に良好な景観の保全を行います。

■無電柱化の推進

- ・ 魅力あふれる美しい街なみを形成し、安全・安心な暮らしが確保できるよう、「熊本県無電柱化推進計画」に基づき、無電柱化が必要な道路において優先的に無電柱化を推進します。

■文化財の保存・活用の推進

- ・ 「熊本県文化財保存活用大綱」に基づき、文化財を守り、活かし、伝え、文化財を取り巻く人・組織を育てることを目指し、市町村や関係団体等と連携しながら県内の価値ある文化財の保存・活用を図るとともに、文化財を次世代につなぐ取組みを推進します。

【数値目標】

指 標	現 状 (基準年度)	令和7年度目標 (目標年度)	目標設定の考え方
景観行政団体移行や自主条例 に取り組む市町村数（累計）	20市町村 (R 2)	23市町村	熊本県景観づくりアクション プラン (景観行政に取り組む市町村が 過半数になることを目指して いる)

『阿蘇』の景観を守る宣言 ～阿蘇の世界文化遺産登録を目指して～

「阿蘇カルデラ」の世界文化遺産登録を目指す阿蘇世界文化遺産登録推進協議会（県と阿蘇地域7市町村で構成）は、令和2年（2020年）1月16日、「『阿蘇』の景観を守る宣言」を採択しました。

この宣言は、先人たちから受け継いできた県民の宝である阿蘇の景観を守り、育み、後世へ伝えていくという県と阿蘇地域7市町村の決意表明です。

この宣言により、開発行為が周辺景観に与える影響について住民の方々が考えるきっかけになること、そして、県民全体の意識が高まることで、景観と著しく調和を欠く開発の抑制につながることを期待しています。

また、世界遺産登録を目指すにあたって、ユネスコ世界遺産委員会も景観に十分配慮することを強く求めています。

※『阿蘇』の景観を守る宣言』は県のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.kumamoto.jp>

